



平成31年3月5日
国土交通省関東地方整備局
港湾空港部

記者発表資料

「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画」(第2版) の取りまとめについて

近年の災害において、広域で深刻なガソリン等の石油製品不足が発生したことを踏まえ、首都直下地震発生時における製油所・油槽所の石油供給活動の経路確保について新たな検討を行い、「川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画」(第2版)として取りまとめましたので、お知らせ致します。

◇改訂のポイント(別紙1参照)

1. 製油所・油槽所の石油供給活動の経路確保に係る震後行動を追加

◇別紙及び本文

別紙1 『川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画』(第2版)の概要と主な改訂ポイント

本文 次のホームページをご覧ください。

関東地方整備局 (https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/03info/03kisyu/2018/190305-2_1kawasakibcp-ver2.pdf)

川崎市港湾局 (<http://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000066631.html>)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ・川崎記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部

港湾空港防災・危機管理課 課長 佐野 幸保
課長補佐 永松 和義

【電話】045-211-7427(直通)

【FAX】045-228-5529

今回の主な改訂のポイント

近年の災害において、広域で深刻なガソリン等の石油製品不足が発生したことを踏まえ、大規模地震発生時における製油所・油槽所のガソリン等の海上輸送に関する石油供給活動の経路確保に係る震後行動を追加

I. 総則

1. 震後行動計画策定の目的

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、川崎市地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化する。

2. 計画の対象

【発災想定】

川崎市直下地震(M7.3)、冬、平日18時発災
都心南部直下地震(M7.3)、冬、平日18時発災
【対象期間】

- ① 緊急物資輸送活動まで(発災～72時間)
- ② 国際コンテナ物流活動が再開するまで(発災～1カ月程度)

II. 事前行動

1. 震後行動計画策定の目的

○災害発生時における各関係者の役割や行動、相互の関係を事前に確認し、情報共有を行いながら的確な対応が出来るようにする。

2. 訓練計画

○定期的に訓練を実施し、関係者との協力体制の確認を行う。

3. 情報連絡・共有体制

○災害時には、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所に被災情報等を掲示する。

IV. 緊急物資輸送活動に係る震後行動

1. 目的(P.12)

- 大規模地震発生時には、被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。
- 早期に海から被災地への物資輸送ルートの確保が必要であるため、海上輸送基地の機能確保を実施し、耐震強化岸壁を効率的に稼働させることが必要である。
- 東扇島基幹的広域防災拠点での物資中継機能を最短時間で確保し、効率的に稼働させることが必要である。

2. 目標(P.13)

○3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を48時間以内に構築する。

3. 実施方針(P.14)

■東扇島基幹的広域防災拠点と被災地の受入岸壁の復旧

→東扇島基幹的広域防災拠点の緊急物資輸送の機能を段階的に応急復旧する。

■緊急物資輸送船舶の着岸

→緊急物資輸送船舶の着岸を可能にする航行支援(タグ、船舶通信)を行う。着岸を可能とする湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。
積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。

■東扇島基幹的広域防災拠点の運用

→東扇島基幹的広域防災拠点の岸壁、ヤード、拠点内の荷役オペレーションを確立する。



発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、緊急物資輸送活動準備、緊急物資輸送活動実施までの4つの局面に分け、基本対応パターンを作成

VI. 国際物流活動の震後行動

1. 目的(P.48)

- 首都圏経済と企業生産活動は、港湾を経由した海上輸出入に依存しており、大規模地震で港湾の機能が停止すると、首都圏の生活物資の供給や企業の生産活動に多大な影響を及ぼす。
- 大規模地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最小限とするために、国際物流機能を確保し、被害の少ないターミナルの早期供用を目指す。

2. 目標(P.49)

○川崎コンテナ2号耐震強化岸壁、被災の軽微な通常岸壁を概ね7日以内に機能回復させ、ヤードを含めたコンテナターミナル全体をできるだけ早期に本格供用させる。

3. 実施方針(P.49)

■能力最大化に向けた復旧

→背後地の状況を踏まえて、復旧後使いやすい場所から直す。臨港道路を啓開する。航行支援(パイロット、タグ、船舶通信)、航路啓開を行う。

■岸壁・ヤードの利用方法

→施設の利用効率を維持するために現状利用を優先するとともに、利用効率に影響のない範囲については、公共的に利用する。
要領最大化に向けた荷役オペレーション体制・ルールを確立する。



発災から参集・体制設置、点検・応急復旧、国際コンテナ物流活動準備、国際コンテナ物流活動実施まで4つの局面に分けて基本対応パターンを作成

VIII. 石油供給活動の経路確保に係る震後行動

(追記項目)

1. 目的(P.66)

- 首都直下地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最低限とするために、石油供給活動(拠点からの搬出・搬入)の経路を確保することが港湾の社会的な責務である。
- 政府方針を踏まえた災害時の石油供給活動のための航路啓開の早期開始を目指す。

2. 目標(P.66)

○東亜石油(株)京浜製油所、JXTGエネルギー(株)川崎製油所、東西オイルターミナル(株)川崎油槽所の石油燃料等供給経路となる航路啓開を優先的に実施し、石油供給活動の経路を確保する。

3. 実施方針(P.66)

■石油供給活動の経路の復旧

→都心南部直下地震時は、経済産業大臣より「災害時石油供給連携計画」実施の勧告がなされることが想定されるため、政府緊急災害対策本部を介して国土交通省へ要請があり、自治体もしくは、関東地方整備局への要請に基づいて、航行支援(パイロット、タグ、船舶通信)、航路啓開を行う。



「災害時石油供給連携計画」勧告時の体制に基づき、経路確保を実施。